

# 新型コロナ対策 県も全力

新型コロナウイルス感染症が世界規模で拡大し、日本国内でも多数の患者が確認されています。今後の見通しも予断を許さない緊急事態に、県は感染拡大防止に向けたさまざまな取り組みを行っています。

## 「新型コロナにかかったかも」と不安になったら

**Q** 新型コロナウイルスに自分もかかっていないか不安です。どこに相談すればよいのでしょうか。

**A**

- ・風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く方（解熱剤を飲み続けなければならない方も同様です）
- ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある方  
なお、以下のような方は、この状態が2日程度続く場合には、ご相談ください。
  - ・高齢者
  - ・糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患がある方や透析を受けている方
  - ・免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
  - ・妊婦（2月17日 厚生労働省健康局結核感染症課 通知）

### 帰国者・接触者相談センター／保健所感染症電話窓口

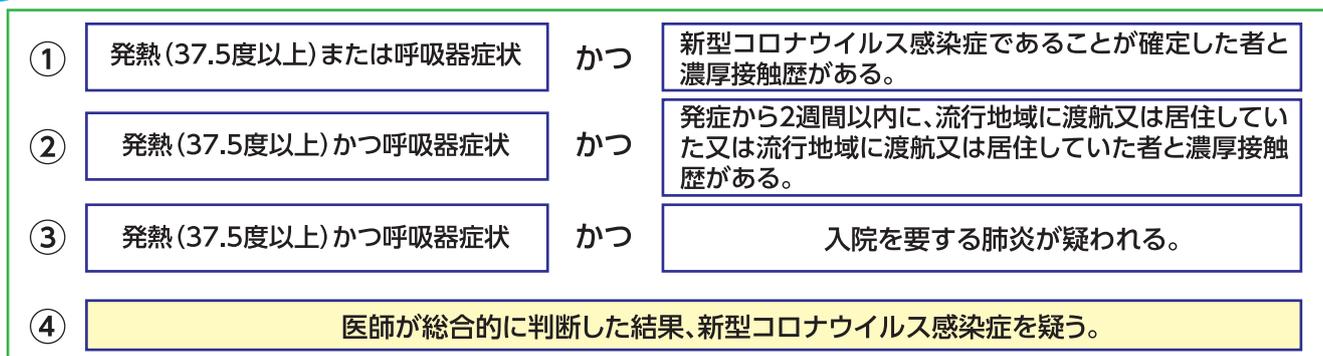
| 相談窓口   | 電話番号※1        | FAX番号※2          |
|--------|---------------|------------------|
| 小豆保健所  | ☎0879-62-1373 | FAX 0879-62-1384 |
| 東讃保健所  | ☎0879-29-8261 | FAX 0879-42-5881 |
| 中讃保健所  | ☎0877-24-9962 | FAX 0877-24-8341 |
| 西讃保健所  | ☎0875-25-2052 | FAX 0875-25-6320 |
| 高松市保健所 | ☎087-839-2870 | FAX 087-839-2879 |

夜間受付を経由して、休日・土曜日・夜間も対応しています。

※1 予防や心配などの一般的な相談は、午前8時30分から午後5時15分まで。  
※2 月曜日から金曜日（休日を除く）の午前8時30分から午後5時15分まで。

**Q** 新型コロナウイルスに感染しているかどうかはPCR検査を受けないと分からないといわれていますが、どういう場合にPCR検査を受けるのですか。

**A** 新型コロナウイルスPCR検査の対象者、行政検査の流れ



(2月27日 厚生労働省健康局結核感染症課 通知)

**Q** PCR検査が保険適用になったと報道されていますがどのようになりますか。

**A** 帰国者・接触者外来の医師が、保健所を通さずに、PCR検査を実施しようとする場合には、県外の民間検査機関に検体を搬送することになります。  
(PCR検査が可能な民間検査機関や医療機関は、県内には現時点ではありません。)

このチラシの内容は、令和2年3月13日時点の状況を基に作成しました。

# 休み中の子どものことで不安になったら



**Q** 学校が休みの間、何に気を付けばいいですか。



**A** 新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、できる限り自宅で過ごしてください。もし外出する場合には、風通しの悪い空間や人と人が至近距離で会話する場所、大勢の人が集まる場所にはできるだけ行かないようにしましょう。風邪にかかったら、症状が軽くても外出は控えてください。こまめにせっけんやアルコール消毒液などで手を洗ってください。



**Q** 家ではどのように過ごせばよいのでしょうか。



**A** 自分で計画を立てて学習を進めてください。本を読んだことやその日にあったことを日記や生活記録に書いて、一日の生活を振り返りましょう。ラジオ体操やストレッチなど、家でできる運動をしてください。



**Q** 学校が休みの間で困ったことがあれば、どうすればいいですか。



**A** まずは学校に相談をしてください。  
県教育委員会の相談窓口も利用できます。

- ・子ども電話相談(午前9時～午後9時) ☎ 087-813-3119
- ・24時間子供SOSダイヤル ☎ 087-813-1620 ☎ 0120-0-78310



## 事業や経営のことで不安になったら



**Q** 経営や雇用に影響が出ています。どこで相談に応じてもらえますか。



**A** 経営のことについては、県経営支援課「中小企業対策相談窓口(☎087-832-3347)」や四国経済産業局(☎087-811-8529)のほか、日本政策金融公庫(国民生活事業・中小企業事業)、商工中金、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、よろず支援拠点、中小企業基盤整備機構で相談に応じています。

労働や雇用については、県労働政策課「労働相談窓口(☎087-832-3371)」や香川労働局「特別労働相談窓口(☎087-811-8924)」で相談に応じています。



**Q** 中小企業の資金繰りへの支援策はありますか。



**A** 県は、制度融資の「経済変動対策融資」の対象要件を緩和しました。売上高が直近3カ年のいずれかの同期に比べ5%以上減少した期間を「1カ月」に短縮しています。このほか、国の「セーフティネット保証」の対象となることについて市町長の認定を受けた場合は、通常より低い信用保証料率で利用できます。詳しくは、県経営支援課(☎087-832-3347)、香川県信用保証協会(☎087-851-0062)にお問い合わせください。



**Q** 小学校が臨時休業をした場合や、放課後児童クラブから利用を控えるよう依頼があった場合に、影響を受ける労働者への支援策はありますか。



**A** 国は、労働基準法上の年次有給休暇とは別に、労働者に有給の休暇を取得させた企業に対する助成金を新たに創設することとしています。詳しくは「学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター(☎0120-60-3999)」にお問い合わせください。

問い合わせ先

香川県健康福祉部業務感染症対策課  
香川県教育委員会事務局総務課  
香川県商工労働部産業政策課

☎087-832-3302  
☎087-832-3735  
☎087-832-3349

香川県 新型コロナウイルス対策

検索



このチラシの内容は、令和2年3月13日時点の状況を基に作成しました。